

## 重要事項説明書(医療保険)

### 1. 法人・事業所の概要

#### (1) 法人の概要

|     |                          |     |              |
|-----|--------------------------|-----|--------------|
| 法人名 | 株式会社 unity               | 代表者 | 代表取締役 三宅 成人  |
| 所在地 | 大阪府大阪市城東区関目1丁目 13 番 16 号 | 連絡先 | 06-6180-6345 |

#### (2) 事業所の概要

|           |                                                                                       |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業所名      | りんぐ訪問看護ステーション                                                                         |
| 所在地       | 大阪府大阪市城東区関目 1 丁目 13 番 16 号                                                            |
| ステーションコード |                                                                                       |
| 管理者       | 猪本 かおり                                                                                |
| 連絡先       | 電話番号 : 06-6180-6345 FAX : 06-6180-6346                                                |
| サービス提供地域  | 大阪市鶴見区、大阪市城東区、大阪市都島区、大阪市旭区、大阪市東成区、大阪市生野区、大阪市天王寺区、大阪市平野区、大阪市東住吉区、大阪市住吉区、大阪市阿倍野区、大阪市西成区 |

#### (3) 職員体制

(単位:人)

| 職種    | 常勤 | 非常勤 | 計 | 備考        |
|-------|----|-----|---|-----------|
| 管理者   | 1  |     | 1 | 訪問看護師兼務   |
| 訪問看護師 | 3  | 1   | 4 | 1 名 管理者兼務 |
| 合計    | 4  | 1   | 5 |           |

#### (4) 営業日及びサービス提供時間

|          |                                                              |
|----------|--------------------------------------------------------------|
| 営業日      | 月・火・水・木・金<br>(祝祭日と 8 月 13 日から 15 日、12 月 29 日から 1 月 4 日までを除く) |
| 営業時間     | 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで                                   |
| サービス提供時間 | 午前 8 時から午後 5 時 30 分まで                                        |

### 2. 運営の方針

- 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者の生活の質を高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。
- 事業に当たっては、利用者の居住する地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努め、総合的な支援を心がけます。

### 3. サービスの内容

- (1) 「訪問看護」は、利用者の居宅において看護師のほか省令で定める者が、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき、次の内容のサービスを行います。
- ①病状・障害の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③服薬の管理
  - ④食事、排泄等日常生活の世話 ⑤床ずれの予防・処置 ⑥リハビリテーション
  - ⑦認知症患者の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨その他医師の指示による医療処置
- (2) 事業者は利用者の希望する日程により訪問看護サービスを提供します。

### 4. 秘密保持

事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

但し、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

### 5. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

|             |            |
|-------------|------------|
| 虐待防止に関する責任者 | 管理者 猪本 かおり |
| 虐待防止に関する担当者 | 看護師 山北 智佳子 |

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。

## 6. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
  - (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 7. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

## 8. 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

## 9. 緊急時及び事故発生時の対応方法

緊急時及び事故発生時にあつては、緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡し、医師の指示に従い、必要な措置を講じるとともに管理者に報告します。主治医の連絡が困難な場合は、緊急搬送をします。

また、下記の連絡先に速やかに連絡・報告するとともに、事故等の内容は適切に記録します。

なお、当施設は、万一に備えて損害賠償保険に加入しています。

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 保険会社名 | 損害保険ジャパン株式会社    |
| 保険名   | 事業活動総合保険        |
| 補償の概要 | 施設・事業活動遂行、事故の補償 |

## 10. 相談窓口・苦情対応

(1)相談及び苦情に対する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

|                                               |                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【市町村(保険者)の窓口】<br>城東区保健福祉課(保健福祉センター)<br>福祉グループ | 所在地 : 大阪市城東区中央3丁目5番45号<br>城東区役所 1 階<br>電話番号 : 06-6930-9857<br>FAX : 050-3535-8688<br>受付時間 : 9:00~17:30(土日祝は休み)       |
| 【市町村(保険者)の窓口】<br>鶴見区保健福祉課(保健福祉障がい者支援グループ)     | 所在地 : 大阪市鶴見区横堤 5 丁目 4 番 19 号<br>鶴見区役所 1 階<br>電話番号 : 06-6915-9857<br>FAX : 06-6913-6235<br>受付時間 : 9:00~17:30(土日祝は休み)  |
| 【市町村(保険者)の窓口】<br>都島区保健福祉課(福祉)                 | 所在地 : 大阪市都島区中野 2 丁目 16 番 20 号<br>都島区役所 2 階<br>電話番号 : 06-6882-9857<br>FAX : 06-6352-4584<br>受付時間 : 9:00~17:30(土日祝は休み) |
| 【市町村(保険者)の窓口】<br>旭区福祉課 地域福祉                   | 所在地 : 大阪市旭区大宮 1 丁目 1 番 17 号<br>旭区役所 2 階<br>電話番号 : 06-6957-9857<br>FAX : 06-6952-3247<br>受付時間 : 9:00~17:30(土日祝は休み)    |
| 【市町村(保険者)の窓口】<br>生野区保健福祉課<br>福祉サービスグループ       | 所在地 : 大阪市生野区勝山南 3 丁目 1 番 19 号<br>生野区役所 2 階<br>電話番号 : 06-6715-9857<br>FAX : 06-6715-9967<br>受付時間 : 9:00~17:30(土日祝は休み) |
| 【市町村(保険者)の窓口】<br>東成区保健福祉課<br>障害福祉             | 所在地 : 大阪市東成区大今里西 2 丁目 8 番 4 号<br>東成区役所 2 階<br>電話番号 : 06-6977-9857<br>FAX : 06-6972-2781<br>受付時間 : 9:00~17:30(土日祝は休み) |
| 【区役所(保険者)の窓口】<br>天王寺区役所保健福祉課<br>福祉サービスグループ    | 所在地 : 大阪市天王寺区真法院町 20 番 33 号<br>天王寺区役所 2 階<br>電話番号 : 06-6774-9857<br>FAX : 06-6772-4906<br>受付時間 : 9:00~17:30(土日祝は休み)  |

|                                                |                                                                                                                  |
|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【区役所(保険者)の窓口】</b><br>平野区役所保健福祉課<br>地域福祉グループ | 所 在 地 : 大阪市平野区背戸口3丁目8番19号<br>平野区役所3階<br>電話番号 : 06-4302-9857<br>FAX : 06-4302-9943<br>受付時間 : 9:00~17:30(土日祝は休み)   |
| <b>【区役所(保険者)の窓口】</b><br>東住吉区役所保健福祉課<br>障がいグループ | 所 在 地 : 大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号<br>東住吉区役所2階<br>電話番号 : 06-4399-9857<br>FAX : 06-6629-4580<br>受付時間 : 9:00~17:30(土日祝は休み) |
| <b>【区役所(保険者)の窓口】</b><br>住吉区役所保健福祉課             | 所 在 地 : 大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号<br>住吉区役所2階<br>電話番号 : 06-6694-9857<br>FAX : 06-6694-9692<br>受付時間 : 9:00~17:30(土日祝は休み)  |
| <b>【区役所(保険者)の窓口】</b><br>阿倍野区役所保健福祉課<br>福祉グループ  | 所 在 地 : 大阪市阿倍野区文の里1丁目1番40号<br>阿倍野区役所1階<br>電話番号 : 06-6622-9857<br>FAX : 06-6629-1349<br>受付時間 : 9:00~17:30(土日祝は休み) |
| <b>【区役所(保険者)の窓口】</b><br>西成区役所保健福祉課<br>地域福祉グループ | 所 在 地 : 大阪市西成区岸里1丁目5番20号<br>西成区役所5階<br>電話番号 : 06-6659-9857<br>FAX : 06-6659-9468<br>受付時間 : 9:00~17:30(土日祝は休み)    |

11. 重要事項説明の年月日

|                 |   |   |   |
|-----------------|---|---|---|
| この重要事項説明書の説明年月日 | 年 | 月 | 日 |
|-----------------|---|---|---|

上記内容について利用者に説明を行いました。

|     |       |                          |
|-----|-------|--------------------------|
| 事業者 | 所在地   | 大阪府大阪市城東区関目1丁目 13 番 16 号 |
|     | 法人名   | 株式会社 unity               |
|     | 代表者名  | 三宅 成人                    |
|     | 事業所名  | りんぐ訪問看護ステーション            |
|     | 説明者氏名 |                          |

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

|     |    |  |
|-----|----|--|
| 利用者 | 住所 |  |
|     | 氏名 |  |
| 代理人 | 住所 |  |
|     | 氏名 |  |